

環境教育等促進法に基づく「体験の機会のある場」の新規認定について

雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス（特定非営利活動法人雨煙別学校）

令和3年4月9日（金）

<特定非営利活動法人雨煙別学校、公益財団法人コカ・コーラ教育・環境財団、北海道同時発表>

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）に基づく「体験の機会のある場」について、令和3年3月10日に、「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス（特定非営利活動法人雨煙別学校）」が認定され、「体験の機会のある場」は全国25か所となりましたので、お知らせいたします。

北海道での「体験の機会のある場」認定はこれが初めてとなります。

1. 新たに認定された「体験の機会のある場」について

- ・ 名称：雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス（特定非営利活動法人雨煙別学校）
<http://uenbetsu.jp/>
- ・ 所在地：北海道夕張郡栗山町字雨煙別1番地4
- ・ 申請者：特定非営利活動法人雨煙別学校
- ・ 認定者：北海道知事
- ・ 事業内容：主にハサンベツ川をフィールドに自然体験活動を行うことにより、生物多様性の保全や自然再生の大切さを学ぶことができる。



（写真提供：特定非営利活動法人雨煙別学校）

2. 「体験の機会の場」認定制度について

環境教育等促進法第20条に基づく制度で、民間の土地・建物の所有者等がその土地・建物を自然体験活動などの体験活動の場として提供する場合に、申請に基づき都道府県知事等の認定を受けることのできる制度です。認定に当たり、安全確保に関することや、実施体制に関することが要件にあり、環境教育の質の高さを担保するとともに、安心して参加できる体験活動の機会の提供につながっています。現在、25の場が認定を受けています。

環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成30年6月26日閣議決定。以下「環境教育等促進法基本方針」という。）では、今後の学びの方向性として、体験活動を重視し、その中核として、「体験の機会の場」認定制度の積極的な活用を図ることとしています。

参考：http://www.env.go.jp/policy/post_57.html

● 特定非営利活動法人雨煙別学校の発表

<http://uenbetsu.jp>（「新着情報」から御確認ください。）

● 公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団の発表

<https://www.cocacola-zaidan.jp/news-release/>

● 北海道の発表

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/k_sokusinn/toppage.htm

〈添付資料〉

- ・ 環境教育等促進法基本方針に基づく「体験の機会の場」の認定促進について
※ 添付資料は本報道発表 URL から御参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/109449.html>



環境省大臣官房	
総合政策課環境教育推進室	
代 表	03-3581-3351
直 通	03-5521-8231
室 長	三木 清香（内線 6240）
室長補佐	高橋 知哉（内線 6272）
担 当	河地 謙典（内線 6267）